

【ニセコ町景観条例におけるコミュニティ協定に関する規定】

ニセコ町景観条例（抜粋）

平成16年3月15日

条例第14号

第2章 総合的な施策の推進

第2節 景観協定等

（コミュニティ協定の締結）

第17条 原則として、三軒以上の建物等のそれぞれの所有者等は、景観形成を目的としたコミュニティ協定(以下「コミュニティ協定」という。)を締結することができる。

（コミュニティ協定の申請）

第18条 コミュニティ協定を締結した者の代表者は、規則で定めるところによりコミュニティ協定書を町長に提出し、その認定を求めることができる。

（コミュニティ協定の認定）

第19条 町長は、前条の規定により提出されたコミュニティ協定が景観づくりに寄与するものであり、かつ、規則で定める要件を満たしていると認められるときは、これを認定することができる。

2 コミュニティ協定の認定を受けた者は、当該コミュニティ協定を変更し、又は廃止したときは、速やかにその内容を町長に届け出なければならない。

（コミュニティ協定の認定の取消し）

第20条 町長は、前条第2項の規定による廃止の届出があったとき、又は変更した内容が景観づくりの上で適当でなくなると認められるときは、その認定を取り消すことができる。

（景観づくりに対する助成）

第21条 町長は、第14条の規定により認定した景観協定の区域内において、当該協定の関係者が行う景観づくりのための措置及び第19条により認定したコミュニティ協定の関係者が行う景観づくりの取組に対し、ニセコ町まちづくり委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴き、予算の範囲内で、その事業に要する経費の一部を補助することができる。

（コミュニティ協定の認定）

第10条 条例第18条によりコミュニティ協定の認定の申請をしようとする者は、コミュニティ協定認定申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) コミュニティ協定書
- (2) 協定の対象となる区域の位置及び範囲を示す図面
- (3) その他町長が必要と認める書類

（コミュニティ協定の認定の要件）

第11条 条例第19条に規定する認定の要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則として3人以上で協定していること。
- (2) まとまりを形成している区域を対象としていること。
- (3) 協定の適正な実施運営が期待できるものであること。
- (4) 公益上の支障がないこと。
- (5) 協定において次に掲げる事項が定められていること。

ア 名称

イ 代表者

ウ 目的

エ 活動の内容

オ 活動の区域

（コミュニティ協定の認定の通知）

第12条 町長は、条例第19条第1項に規定する認定をしたときは、コミュニティ協定認定通知書(様式第5号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

（コミュニティ協定の変更または廃止の認定）

第13条 条例第19条第2項の規定によりコミュニティ協定を変更し、又は廃止しようとする者は、コミュニティ協定変更届出書(様式第6号)又はコミュニティ協定廃止届出書(様式第7号)に次に掲げる書類(廃止の場合は、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更するコミュニティ協定書の写し
 - (2) 変更又は廃止しようとする理由を記した書類
 - (3) 変更又は廃止しようとする協定の対象となる区域の位置及び範囲を示す図面
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- (コミュニティ協定の認定の取消し)

第14条 町長は、条例第20条の規定により認定の取消しをしたときは、コミュニティ協定認定取消通知書(様式第8号)により、当該コミュニティ協定の認定申請者に対し通知するものとする。

(助成)

第15条 条例第21条に規定する助成は、予算の範囲内において、別に定めるところにより行うものとする。

様式第4号(第10条関係)

コミュニティ協定認定申請書

年 月 日

ニセコ町長 様

申請者(代表者)

住所

氏名

電話

コミュニティ協定の認定を受けたいので、ニセコ町景観条例第18条の規定により、次のとおり申請します。

協定の名称	
協定の目的	
協定の締結者数	人
協定の区域	ニセコ町
協定の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
※認定年月日 年 月 日	※認定番号 第 号

備考 ※印の欄には、記載しないでください。